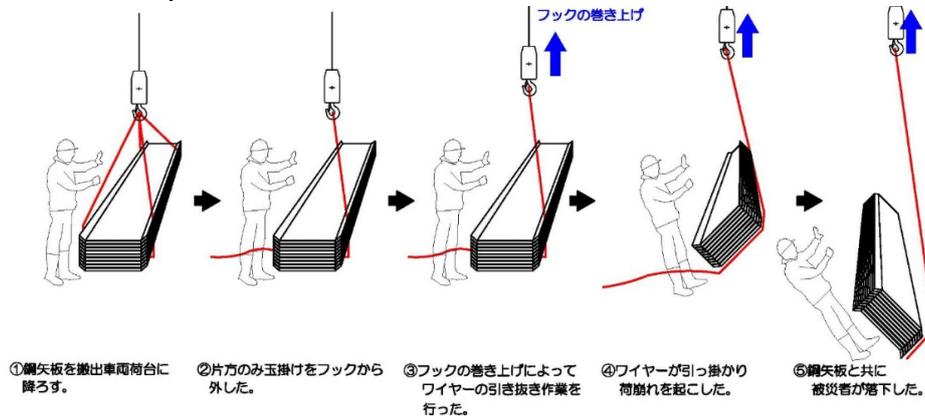


# 公共工事等事故情報

事故分類	労働災害	発生日時	令和5年3月2日(木曜日)10時48分			工事関係者区分	一次下請
事故区分	挟まれ・巻き込まれ	性別	男性	年齢	34	業種区分	建築
被災程度	死亡			事故レベル	Ⅲ	休業見込日数	
工事概要	建物新築工事						
事故概要	新築工事において、鋼矢板をトラックへ積み込む作業中、トラック上に積み込まれた鋼矢板が荷崩れを起こし、作業員(被災者)が鋼矢板の下敷きとなり、頭部などを強く圧迫されて死亡した案件である。						
事故原因	<p>「玉掛け作業の安全に係るガイドライン(平成12年2月24日 労働省通達)」に違反する事項があった。</p> <p>①作業補助者であるはずの被災者が主体的に作業を行っており、被災者の判断・合図により、クレーンのフック巻き上げによるワイヤ引き抜きが行われていた。</p> <p>②クレーン稼働時に被災者がトラック上の鋼矢板の横に立っていた。</p> <p>③クレーン運転士による作業範囲内の状況確認が不十分であり、①②の不安全な状況を認知し、玉掛け作業責任者に安全上の措置を指示することができていなかった。</p> <p>④玉掛け作業責任者による作業範囲内の状況確認が不十分であり、①②の不安全な状況を認知し、注意や安全上の措置を行うことができなかった。</p> <p>⑤作業員配置に関して、一次下請業者が作成した作業計画書の内容が不十分であった。また、これに対して元請業者が改善を指示することができていなかった。</p>						
改善策	<p>(1)「玉掛け作業の安全に係るガイドライン(平成12年2月24日 労働省通達)」を順守する。</p> <p>(2)現場全体における安全管理を改めて徹底するとともに、同種事故防止に向けて、下請業者を含めた安全研修を実施する。特に、玉掛け作業の範囲などの再認識をさせる。</p>						

## 事故状況図



## 改善状況図

「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」を確実に遵守させるためにチェックリストを作成・運用

同種事故防止に向けて、下請業者を含めた安全研修を実施(玉掛け作業の範囲や、順守事項の徹底を再認識させた)

点検項目	朝礼時 点検結果	午前 点検結果	午後 点検結果
1 作業配置の決定・作業前打ち合わせを行ったか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
2 作業計画書を作成し、作業に従事する労働者に周知したか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
3 吊り荷の種類・運搬経路を含む作業範囲・労働者の作業位置、逃避位置等を関係者へ周知させたか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
4 関係労働者へ合図の確認を行ったか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
5 使用する玉掛け用具・玉掛け方法は適切か。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
6 玉掛け用具の取り外しは、着地した吊り荷の安定を確認したうえでやっているか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
7 玉掛け作業を行う者やクレーン運転士等は有資格者であるか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
8 玉掛け補助者は有資格者の指揮や管理のもと作業を行っているか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
9 ワイヤーの引き抜きをフックの巻き上げによって行っていないか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
10 玉掛けワイヤーに歪み、変形等の損傷はないか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
11 地切りをし、吊り荷の安定を図っているか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
12 吊り荷の下に作業員が立ち入っていないか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
13 長尺物にはかいしゅくロープを使用しているか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
14 吊り角度は原則として90度以内、(吊り荷の安定が悪い場合は原則として60度以内)になっているか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
15 作業員はクレーン稼働時に横荷から離れているか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
16 クレーン運転士は作業範囲内の状況確認を行っているか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無
17 緊急時の対応として、不安全な状況が把握された場合のクレーン等の運転者への伝達方法について指示をしたか。	適否 該当無	適否 該当無	適否 該当無

